

(案)

府政科技第〇〇〇号
令和2年〇月〇日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子
炉設置変更許可〔STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更〕
について（答申）

令和2年7月8日付け原規規発第2007086号をもって意見照会のあつた標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請書〔STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更〕に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉（STACY施設）の使用の目的（臨界基礎データの取得及び核燃料サイクル施設の臨界安全データベースの確立）を変更するものではないこと
- ・TCA（軽水臨界実験装置）施設の使用済燃料については、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の組織に再処理を委託又は引取りを依頼して引き渡すとともに、引渡しまでの間は、STACY施設の核燃料物質貯蔵施設において貯蔵することとしていること

等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて我が国では同原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。